

部活動に係る活動方針

令和5年4月1日
筑前高等学校

【教育目標】

社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成し、地域に期待される普通科高校として、基礎的・基本的な知識・技能の獲得と定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力を磨き、協働的に問題解決することを通して、自ら学び続け社会の形成に参画する生徒を育成する。

【部活動方針】

- 本校の教育目標と教育の方針に即し、部・同好会活動を通して、健康な心身を養い、生涯を通じて体育的・文化的活動を実践する能力や態度を育てるとともに、ゆとりある充実した高校生活を送ることを目指す。
- 競技力や技術力の向上はもちろんのこと、人間形成や社会性を育み、文武両道を目指す。

1 活動時間・休養日の設定

- 平常時の活動は放課後で、生徒の最終下校時間は19時30分（延長時は20時）、休業日の最終下校時間は18時30分とする。その時間には必ず校門の外に出るように、余裕を持って練習を終了させる。顧問は、練習終了後の生徒の状態についても把握しておく。
- 公式大会前等で、練習時間の確保が必要であると顧問が判断した場合は、生徒の最終下校時間を30分延長することができる。その際、所定の許可願を生徒主幹に提出する。但し、休業日や長期休業中の30分延長は適用されない。
- 定期考査前1週間及び定期考査中の部活動の活動は原則停止とする。ただし、公式試合・大会が考査最終日から2週間以内であるときは、放課後1時間程度の特別練習を許可する。その場合は、生徒主幹に特別練習届を提出し、必ず顧問がついて指導する。また、特別練習時の最終下校は18時30分とする。
- 定期考査前の特別練習期間中の休日等の練習試合（校内・校外）は原則として禁止。ただし、やむを得ず練習試合を実施したい場合はその理由を記した文書（任意様式）を特別練習届とともに考査開始1週間前までに生徒主幹に提出する。
- 適切な休養日の設定
 - ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。（平日1日、土日の少なくとも1日以上は休養日とする。）
 - ・長期休業中は、学期に準じた設定を行う。生徒が十分な休養を取るとともに、多様な活動を行うことができるよう考慮し休養日を設定する。
 - ・大会、発表会等の公式大会で休養日を設定できない場合は、月単位や学期単位で週当たり2日以上休養日となるように柔軟に設定する。

2 合宿・遠征合宿

- 合宿・・・合宿は、長期休業中に、校内及び校外（県内）で実施できる。事前に保護者の承諾を受け、許可願を提出すること。
- 遠征合宿・・・県外での合宿は、長期休業中の課外や学校行事に影響のない時期に実施できる。事前に保護者の承諾を受け、遠征合宿許可願を提出すること。また、この場合、2週間前までに県教委へ申請する必要がある。
 - ※実施できる期間は、合宿、遠征合宿合わせて年度内（夏季休業から春季休業まで）6泊までとする。保護者の経済的負担をできるだけ軽減するよう配慮する。

3 指導上の留意事項

- 3ヶ月毎の練習計画を作成し学校のHPに挙げる。その際、休養日を週当たり2日（年平均）は設けることを原則とする。大会等で休養日が取れない場合は、月単位や学期単位で調整する。
- 事故への未然の防止と適切な対応のため、顧問の指導のもとで活動を行う。また、一部の顧問の負担が大きくなりすぎないように、協力・分担して指導を行う。（部活動指導は全教員が行う大切な業務であり、絶好の教育の機会でもある。）
- 生徒の健康状態を把握し、安全管理を確実にしながら指導する。また学習時間の確保にも配慮する。
- 部室の使用状況や使用後の施錠及び消灯を随時確認する。
- 休日の弁当などのごみは、本校生はもちろん他校の生徒にも持ち帰るよう指導の徹底を図る。
- 貸切バスを利用して移動する際は、必ず顧問が同乗する。

4 共通の休業日

- 定期考査期間（定期考査1週間前から）
 - 1学期中間考査： 5月10日～18日（9日間）2・3年生のみ
 - 期末考査： 6月16日～27日（12日間）
 - 2学期中間考査：10月 3日～12日（10日間）
 - 期末考査：11月17日～28日（12日間）
 - 学年末考査： 2月 1日～13日（13日間）
- 学校閉庁日
令和5年 8月10日・14日・15日（3日間）

5 部活動公式戦年間予定

- (1) 高体連関係（別紙参照）：高体連HPの大会日程より転載しています。
- (2) 高野連関係（別紙参照）：高野連HPの大会日程より転載しています。

6 各部活動の活動計画

- 部活動ごとに作成した3ヶ月計画を本校HPに掲載しています。
なお、計画に変更があることもあります。その際は、顧問から生徒を通じて連絡します。